

秋田県空港脱炭素化推進協議会 規約

（目的）

第1条 秋田県空港脱炭素化推進協議会（以下、「協議会という。」）は、秋田空港および大館能代空港の空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）空港脱炭素化推進計画の作成及び実施に係る事項
- （2）その他空港脱炭素化の推進に必要な事項

（構成員等）

第3条 協議会の構成員等は、別表に掲げる者とする。

（会長）

第4条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、秋田県建設部次長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。

（運営）

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うことができる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、協議会の下に作業部会を設置することができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理するため、秋田県建設部港湾空港課に事務局を置く。

（情報公開）

第7条 協議会は、自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

（守秘義務）

第8条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退後も、同様とする。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

本規約は、令和6年1月22日から施行する。